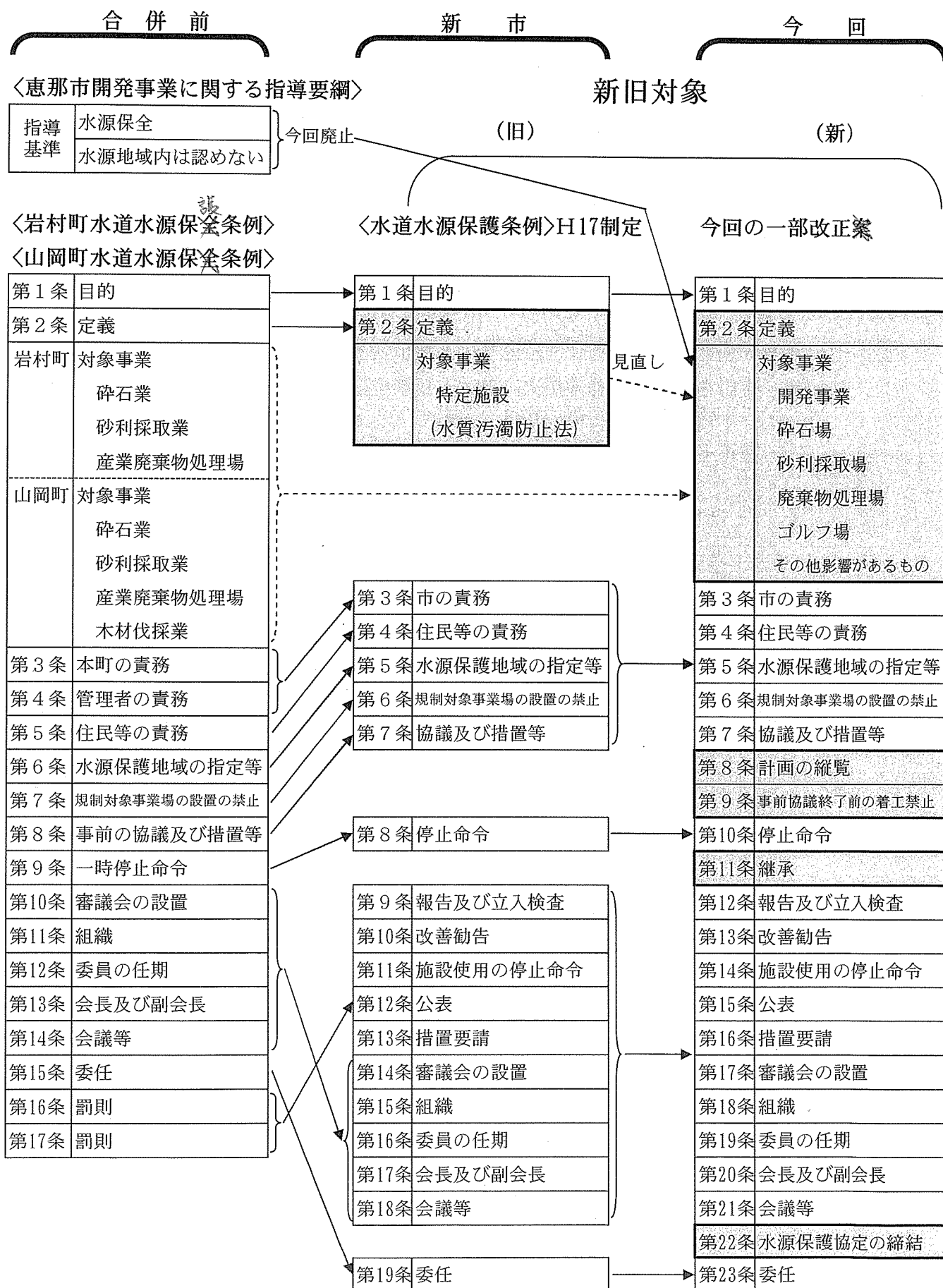




恵那市水道水源保護条例・施行規則の要点

1. 対象事業場（条例第2条第1項第5号、規則第2条）

- (1) 開発事業 …… 恵那市土地開発に関する条例の適用をうける開発事業
原則1,000平方メートル以上のもの
- (2) 碎石場 …… 水洗式破碎施設又は水洗式分別施設を設置しているもの
- (3) 砂利採取場 …… 1,000平方メートル以上のもの
- (4) 廃棄物処理場 …… 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の処理施設
- (5) ゴルフ場 …… ホールの数が9以上
- (6) その他水源の水質を汚濁させ、若しくは汚濁させるおそれがある事業場又は水源
の水量に影響を及ぼすおそれがあると市長が認めたもの

2. 規制対象事業場に該当するかどうかの判定基準（規則第6条）

- (1) 排出水等の水質基準が次に掲げる基準を超えないこと。

ア 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）
別表1で定める基準

項 目	基準値
カドミウム	1 Lにつき 0.01mg 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	1 Lにつき 0.01mg 以下
六価クロム	1 Lにつき 0.05mg 以下
砒素	1 Lにつき 0.01mg 以下
総水銀	1 Lにつき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
⋮ 略 ⋮	⋮ 略 ⋮
ふっ素	1 Lにつき 0.8mg 以下
ほう素	1 Lにつき 1mg 以下
26項目	

イ 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）で定めるもののうち
亜鉛及びその化合物、銅及びその化合物、陰イオン界面活性剤並びにフェノール
類の基準

項 目	基準値
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1 Lにつき 1mg 以下
銅及びその化合物	銅の量に関して、 1 Lにつき 1mg 以下
陰イオン界面活性剤	1 Lにつき 0.2mg 以下
フェノール類	1 Lにつき 0.005mg 以下

ウ ゴルフ場で使用する農薬 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針（平成2年5月24日付け環水土第77号環境庁水質保全局長通知）で定める値

農薬名	指針値
(殺虫剤)	
アセフェート	1 Lにつき 0.8mg 以下
イソキサチオン	1 Lにつき 0.08mg 以下
イソフェンホス	1 Lにつき 0.01mg 以下
⋮ 略 ⋮	⋮ 略 ⋮
トリクロルホン (DEP)	1 Lにつき 0.3mg 以下
ピリダフェンチオン	1 Lにつき 0.02mg 以下
フェニトロチオン (MEP)	1 Lにつき 0.03mg 以下
(殺菌剤)	
アゾキシストロビン	1 Lにつき 5mg 以下
イソプロチオラン	1 Lにつき 0.4mg 以下
イプロジオン	1 Lにつき 3mg 以下
⋮ 略 ⋮	⋮ 略 ⋮
ポリカーバメート	1 Lにつき 0.3mg 以下
メタラキシル	1 Lにつき 0.5mg 以下
メプロニル	1 Lにつき 1mg 以下
(除草剤)	
アシュラム	1 Lにつき 2mg 以下
ジチオピル	1 Lにつき 0.08mg 以下
シデュロン	1 Lにつき 3mg 以下
⋮ 略 ⋮	⋮ 略 ⋮
ベンフルラリン (ベスロジン)	1 Lにつき 0.8mg 以下
メコプロップ (MCPP)	1 Lにつき 0.05mg 以下
メチルダイムロン	1 Lにつき 0.3mg 以下
45項目	

- (2) 水源の水量又は取水に影響を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 関係法令、条例等を遵守すること。
- (4) その他市長が必要と認める判定基準を遵守すること。

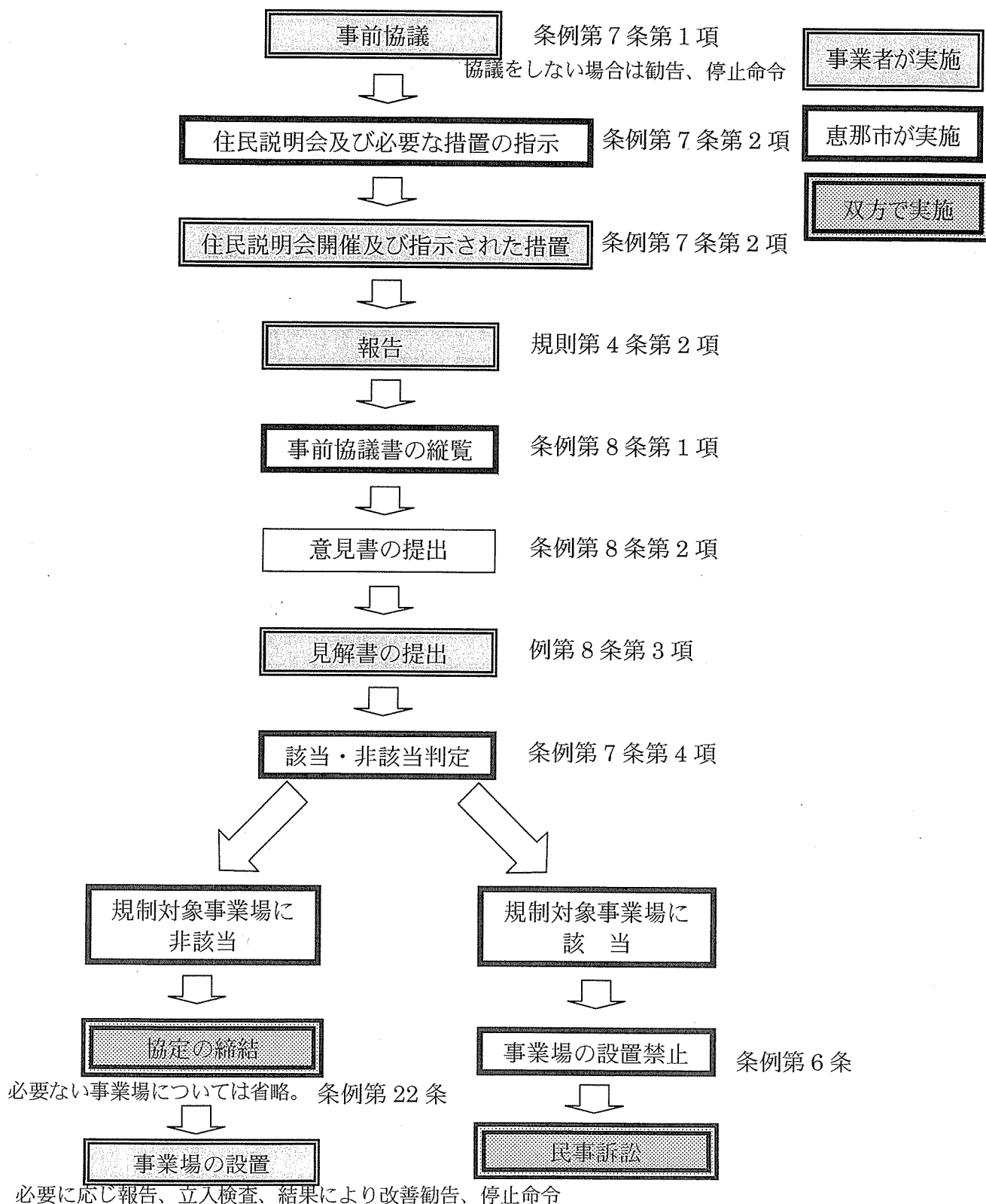
3. 報告及び立入検査（条例第12条）

市長は、水源保護地域内において、対象事業場をすでに設置している者又は設置した者に対し、排水処理施設の状況、排出水等の処理の方法及び水質について必要に応じ報告を求め、市長の指定する者をして施設に立ち入らせ、排出水等の検査をさせることができる。

4. 水道水源保護協定（条例第 22 条）

規制対象事業場に該当しない旨の通知を受けた者のうち、市長が水道に係る水質の保全及び水量の確保のために監視していく必要があると判断した者は、市長と水源保護協定を締結しなければならない。

5. 事前協議等の手続き



別表1 人の健康の保護に関する環境基準〔水質汚濁に係る環境基準〕

環境省＞環境統計・調査結果等＞環境基準＞水質汚濁に係る環境基準について

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/l 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/l 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/l 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/l 以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/l 以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/l 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/l 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/l 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

農薬登録保留基準値及び公定分析法等

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について

〔平成二・五・二四 環水土七七 各都道府県知事宛 環境庁水質保全局長通知〕

改正 平三・七・三〇環水土一〇九 平四・一二・二一環水土一八七 平九・四・二四環水土一〇〇 平一三・一二・二八環水土二三四

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止を図るため、かねてから、ゴルフ場周辺の水質等の実態の把握を願ってきたところであるが、今般、別紙のとおり、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針を定めたので、当面、これに基づきゴルフ場の指導に当たられたい。

なお、今後とも、関係部局間の連絡を密にする等により、農薬使用の適正化について指導の徹底が図られるよう配慮されたい。

(別紙)

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針

1 基本的考え方

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の未然防止を図ることが緊急の課題となっている。

このため、農薬の使用に当たっては、農薬取締法に基づき安全性評価がなされた登録農薬の適正使用や使用量の削減等について指導が徹底される必要があるが、その際、これらの指導の実効を期す上で、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態把握に努め、その結果に基づき、必要に応じて随時、ゴルフ場に対して適切な改善措置を求めることとすることが肝要と考えられる。

このような観点から、現状の知見等からみて可能な範囲で水質汚濁の未然防止に資する対処の方策を早急に明らかにする必要があると考えられるので、地方公共団体が水質保全の面からゴルフ場を指導する際の参考となるよう、本暫定指導指針(以下「指針」という。)を定めることとしたものである。

指針中対象とした農薬は、ゴルフ場で使用されているものの中から全国的にみて主要なものを選定しており、また、排出水中の指針値の設定に当たっては、現在得られている知見等を基に、人の健康の保護に関する視点を考慮したものである。

なお、今後、実態の把握の進捗や関連する科学的知見の集積等によって、必要に応じ、指針の改定があり得るものである。

2 暫定指導指針

(1) 農薬使用状況等の的確な把握

水質保全の面からゴルフ場を指導する際には、これに先立って農薬の使用状況やゴルフ場内の集排水系統、排水処理施設の現状、接続する河川、利水施設等ゴルフ場周辺水域の状況等に関する実態を的確に把握することが必要であり、このため、関係行政部局、市町村、団体等の協力分担の下に、管内ゴルフ場関係者との間の連絡協議を密にして、必要な資料の収集整理に努めるものとする。

(2) 農薬流出実態の調査

ゴルフ場周辺の水域に対する水質汚濁を未然に防止する観点から、ゴルフ場から排出される水(以下「排水」という。)に含まれる農薬の残留実態を調査し、これらの結果から所要の指導の一層の徹底を図ることとする。

このため、農薬の流出実態の調査は、排水がゴルフ場の区域から場外の水域に流出する地点(以下「排水口」という。)において、農薬濃度が高い状態になると見込まれる時の排水について実施することを基本とするものとする。

その際、ゴルフ場の構造等によって排水口における調査が困難な場合には、場内の調整池、排水路のほかゴルフ場下流の河川等を含め、ゴルフ場からの農薬の流出実態が適切に把握できると認められる地点において適宜行う。

また、調査の実施に当たっては、一般に使用農薬の種類や使用の時期、方法等が病害虫及び雑草の種類、発生時期等に応じて地域により多様であるほか、排水水中への農薬の流出は、農薬の種類、使用方法や現地の地形、土壌、集排水系統等の状況によって異なること等に十分留意する。

(3) 指針値及び改善措置について

ゴルフ場からの排水中の農薬濃度は、排水口において別表に掲げる値(以下「指針値」という。)を超えないこととする。

また、排水口における調査結果がこの指針値を下回る場合においても、農薬の流出を極力低減させるように努めるものとする。排水水中の農薬濃度が指針値を超える場合には、次の措置をとるものとする。

ア ゴルフ場下流に近接して水道水源等利水施設が存在する場合には、調査結果を直ちに連絡し、当該施設における水質調査を行うとともに、ゴルフ場からの農薬の流出に起因して利水目的の維持達成に支障が生じないよう万全の措置を講ずるものとする。

イ 農薬使用実態の精査、流出経路の踏査、調査頻度の増加等により指針値を超えることとなった農薬の流出原因に関するより詳細な実態の把握に努める。

ウ 農薬の使用時期、回数等所定の使用法の遵守、流出が少ない農薬の種類や剤型の選択等農薬使用の適正化、可能な範囲での農薬の使用量の削減等について、関係部局等と十分連携をとりつつ、ゴルフ場関係者を指導する。

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について

エ 排出水中への農薬の流出を低減させる上で、農薬使用の改善のほか、ゴルフ場の集排水系統、排水処理施設の改修や地形、構造の改変等を必要とすると認められる場合には、現地の実情に即し、これらに関する具体的な方策を検討の上、必要な措置を講ずるようゴルフ場関係者を指導する。

(4) 地域特性等への配慮

別表の指針値は、一般的条件の下で適用すべき暫定的なものとして設定したものであり、都道府県において、ゴルフ場の立地状況や下流の利水状況等地域の実情に応じ、別途、別表の指針値に変わるより厳しい値によって所要の指導を行うことができるものである。

また、排水口以外の地点において調査が行われた場合の調査結果については、別表の指針値を基に、その地点の集水域と排水口の地点の集水域の差異等を勘案して、所要の指導を行うものとする。この場合において、下流河川等の水域における調査結果については、一般に排水が河川等の水域に流入する場合に適用されている諸基準との関係等を勘案するものとする。

(5) 分析方法

別表の排出水に係る標準分析方法は別添のとおりである。別の方法による場合は、必要な検出感度が得られるかどうか十分確認を行うこととする。

(6) 調査、指導の体制

調査及び指導に当たっては、必要に応じ、関係行政部局等の連絡協議の場を設けるとともにゴルフ場関係者の協力を求める等により、これらの円滑かつ的確な実施に遺漏のないように努めるものとする。また、ゴルフ場からの農薬の流出防止については、まずゴルフ場関係者において適切な対策が講じられることが基本であると考えられるので、ゴルフ場関係者に対し、本指針の周知徹底を図るとともに、都道府県の実情に応じ、自主的な調査、点検の実施等について指導し、所要の助言に努めるものとする。

(別表)

農薬名	指針値(mg/L)
(殺虫剤)	
アセフェート	0.8
イソキサチオン	0.08
イソフェンホス	0.01
エトフェンプロックス	0.8
クロルピリホス	0.04
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロロホン(DEP)	0.3
ピリダフェンチオン	0.02
フェニトロチオン(MEP)	0.03
(殺菌剤)	
アゾキシストロビン	5
イソプロチオラン	0.4
イプロジオン	3
イミノクタジン酢酸塩	0.06(イミノクタジンとして)
エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.04
オキシ銅(有機銅)	0.4
キャプタン	3
クロロタロニル(TPN)	0.4
クロロネブ	0.5
チウラム(チラム)	0.06
トルクロホスメチル	0.8
フルトラニル	2
プロピコナゾール	0.5
ペンシクロン	0.4
ホセチル	23
ポリカーバメート	0.3
メタラキシル	0.5
メプロニル	1

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について

(除草剤)	
アシュラム	2
ジチオピル	0.08
シデュロン	3
シマジン(CAT)	0.03
テルブカルブ(MBPMC)	0.2
トリクロピル	0.06
ナプロパミド	0.3
ハロスルフロンメチル	0.3
ピリブチカルブ	0.2
ブタミホス	0.04
フラザスルフロン	0.3
プロピザミド	0.08
ベンスリド(SAP)	1
ペンディメタリン	0.5
ベンフルラリン(ベスロジン)	0.8
メコプロップ(MCPP)	0.05
メチルダイムロン	0.3

(別添)

〔目次〕

I 排水水に係る標準分析方法(個別分析法)

- 1 アセフェート
- 2 イソキサチオン
- 3 イソフェンホス
- 4 エトフェンプロックス
- 5 クロルピリホス
- 6 ダイアジノン
- 7 チオジカルブ
- 8 トリクロルホン(DEP)
- 9 ピリダフェンチオン
- 10 フェニトロチオン(MEP)
- 11 アゾキシストロビン
- 12 イソプロチオラン
- 13 イプロジオン
- 14 イミノクタジン酢酸塩
- 15 エトリジアゾール(エクロメゾール)
- 16 オキシシン銅(有機銅)
- 17 キャプタン
- 18 クロロタロニル(TPN)